公害防止基準

(1) 東部リレーセンター

1) 粉じん基準

施設から発生する粉塵濃度については、排気口出口(集じん装置等)及び、作業環境基準において下記表の基準値以下とすること。

(単位:mg/Nm³)

項目	基準値
排気口出口粉じん濃度	25
作業環境基準(粉じん濃度)	2

2) 騒音基準

施設から発生する騒音については、敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位:dB)

昼間 午前8~午後5時	朝夕 朝:午前6時~午前8時 夕:午後5時~午後10時	夜間 午後10時~午前6時
60	50	45

3) 振動基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位:dB)

	(== /
昼間	夜間
午前8時~午後5時	午後5時~午前8時
65	60

4) 悪臭基準

(1) 特定悪臭物質における基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位:ppm)

特定悪臭物質	基準値	特定悪臭物質	基準値
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

(2) 気体(排ガス等)排出口に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く)の種類ごとの流量とするものとする。

 $q = 0.108 \times H e^{2} \cdot C m$

q : 流量 (単位: Nm³/h) ←基準値

He:排出口の高さの補正値(単位:m)

Cm:事業場の敷地境界線における基準値(単位:ppm)

(3) 臭気濃度

敷地境界線及び、排出口において下記表の基準値以下とすること。

項目	基準値
敷地の境界線	30
煙突その他の排出口	1,000

(4) 特定悪臭物質を含む水で排出水に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルのみ)の種類ごとの濃度は、以下のとおりとすること。

 $CLm = k \times Cm$

CLm:排出水中の濃度(単位:mg/L)

k :事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに掲げる値

(単位:mg/L)

Cm:特定悪臭物質として定められた値(単位:ppm)

項目	0.001m³/sec 以下の場合	0.001m³/secを超え 0.1m³/sec以下の場合	0.1m ^{3/} sec を超える場合
メチルメル カプタン	16以下	3.4以下	0.71以下
硫化水素	5.6以下	1.2以下	0.26以下
硫化メチル	32以下	6.9以下	1.4以下
二硫化メチル	63以下	14以下	2.9以下

5) 排水基準

プラント排水及び洗車排水は排水処理後、場内利用を基本とし、汚泥は 適正処理すること。(公共用水域への放流は行わない。)

生活排水は、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」 の規制基準値以下まで必要に応じて処理した後、本組合が指示する水路を 介して公共用水域に放流すること。

なお、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の規制基準値は下記表に示すとおりである。

(単位:mg/ℓ)

有害物質		生活環境項目	
項目	排水基準※1	項目	排水基準※
カドミウム及びその化 合物	0. 03	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
シアン化合物	1	生物化学的酸素要求 量(BOD)	160(日平均 120)

有機燐化合物	1	化学的酸素要求量 (COD)	160(日平均 120)
鉛及びその化合物	0. 1	浮遊物資量(SS)	200(日平均 150)
六価クロム化合物	0. 5	ノルマルヘキサン抽	
砒素及びその化合物	0. 1	出物質含有量(鉱油 類含有量)	5
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0. 005	ノルマルヘキサン抽 出物質含有量(動植 物油脂類含有量)	30
アルキル水銀化合物	検出されない こと	フェノール類含有量	5
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0. 003	銅含有量	3
トリクロロエチレン	0. 1	亜鉛含有量	2
テトラクロロエチレン	0. 1	溶解性鉄含有量	10
ジクロロメタン	0. 2	(合件) 正实 占 行 里	10
四塩化炭素	0. 02	溶解性マンガン含有 量	10
1, 2-ジクロロエタン	0. 04	クロム含有量	2
1, 1-ジクロロエチレン	1	大腸菌群数[個/c㎡]	(日平均
シス-1, 2-ジクロロエ チレン	0. 4	窒素含有量	120(日平均60)
1, 1, 1-トリクロロエタ ン	3	燐含有量	16 (日平均8)
1, 1, 2-トリクロロエタ ン	0. 06	ダイオキシン類[p g-TEC/L]※3	10
1, 3-ジクロロプロペン	0. 02		
チウラム	0. 06		
シマジン	0. 03		
チオベンカルブ	0. 2		
ベンゼン	0. 1		
セレン及びその化合物	0. 1		
ほう素及びその化合物	10		

ふっ素及びその化合物	8	
アンモニア、アンモニ		
ウム化合物、亜硝酸化	1lにつきアンモ	ニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜
合物及び硝酸化合物※	硝酸性窒素及び	硝酸性窒素の合計量100mg以下
2		

注)[]内は単位、 ()内数値は日間平均値

※1:水質汚濁防止法 排水基準を定める省令 (総理府令第35号)

※2:アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性

※3:ダイオキシン類対策特別措置法

(2) 西部リレーセンター

1) 粉じん基準

施設から発生する粉塵濃度については、排気口出口(集じん装置等)及び、作業環境基準において下記表の基準値以下とすること。

(単位:mg/Nm³)

項目	基準値
排気口出口粉じん濃度	25
作業環境基準(粉じん濃度)	2

2) 騒音基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位:dB)

昼間 午前8時~午後5時	朝夕 朝:午前6時~午前8時 夕:午後5時~午後10時	夜間 午後10時~午前6時
60	50	45

3)振動基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位:dB)

昼間	夜間
午前8時~午後5時	午後5時~午前8時
65	60

4) 悪臭基準

(1) 特定悪臭物質における基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位:ppm)

特定悪臭物質	基準値	特定悪臭物質	基準値
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

(2) 気体(排ガス等)排出口に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く)の種類ごとの流量とするものとする。

 $q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$

q : 流量 (単位: Nm³/h) ←基準値

He:排出口の高さの補正値(単位:m)

Cm:事業場の敷地境界線における基準値(単位:ppm)

(3) 臭気濃度

定格負荷時に敷地境界線及び、排出口において下記表の基準値以下とすること。

項目	基準値	
敷地の境界線	30	
煙突その他の排出口	1,000	

(4) 特定悪臭物質を含む水で排出水に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルのみ)の種類ごとの濃度は、以下のとおりとすること。

 $CLm = k \times Cm$

CLm:排出水中の濃度(単位:mg/L)

k :事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに掲げる値

(単位:mg/L)

Cm:特定悪臭物質として定められた値(単位:ppm)

項目	0.001m ³ /sec	0.001m³/secを超え	0.1m ^{3/} sec
	以下の場合	0.1m³/sec以下の場合	を超える場合
メチルメル	16以下	3.4以下	0.71以下
カプタン	10以下	3.4以下	0./1以下
硫化水素	5.6以下	1.2以下	0.26以下
硫化メチル	32以下	6.9以下	1.4以下
二硫化メチル	63以下	14以下	2.9以下

5) 排水基準

プラント排水及び生活排水は、必要に応じて水処理を行った後、公共下 水道放流とすること。

なお、公共下水道への放流を行う際は下記表の基準値(下水道法及び条例による基準値)以下とすること。

(単位 mg/ℓ)

有害物質				
項目	排水基準 ※1	項目	排水基準 ※1	
カドミウム及びその化合物	0. 03	フェノール類	5	
シアン化合物	1	銅及びその化合物	3	
有機燐化合物	1	亜鉛及びその化合物	2	
鉛及びその化合物	0. 1	鉄及びその化合物	10	
六価クロム化合物	0. 5	マンガン及びその化合物	10	
砒素及びその化合物	0. 1	クロム及びその化合物	2	

水銀及びアルキル水銀その 他の水銀化合物	0. 005	ダイオキシン類[pg -TEC/L]	10
アルキル水銀化合物	検出され	温度 [度] ※2	45
1°11/5 // 1, 1° — (DOD)	ないこと	アンモニア性窒素、亜	000
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	硝酸性窒素及び硝酸 性窒素含有量※2	380
トリクロロエチレン	0. 1	水素イオン濃度 [pH] ※2	5.8~9.0
テトラクロロエチレン	0. 1	生物化学的酸素要求 量(BOD) ※2	(日平均 120)
ジクロロメタン	0. 2	浮遊物資量(SS)※2	600
四塩化炭素	0. 02	沃素消費量※2	220
1, 2-ジクロロエタン	0. 04	ノルマルヘキサン抽 出物質含有量(鉱油類 含有量)	5
1, 1-ジクロロエチレン	1	ノルマルヘキサン抽 出物質含有量(動植物 油脂類含有量)	30
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 4	窒素含有量※2	240
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	りん含有量※2	32
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 06		
1, 3-ジクロロプロペン	0. 02		
チウラム	0. 06		
シマジン	0. 03		
チオベンカルブ	0. 2		
ベンゼン	0. 1		
セレン及びその化合物	0. 1		
ほう素及びその化合物	10		
ふっ素及びその化合物	8		
アンモニア、アンモニウム化			
合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物※2	100		
1, 4-ジオキサン	0. 5		

注) []内は単位、 () 内数値は日間平均値

※1:雲仙市公共下水道条例

※2:基準値未満とする。

(3) 南部リレーセンター

1) 粉じん基準

施設から発生する粉塵濃度については、排気口出口(集じん装置等)及び、作業環境基準において下記表の基準値以下とすること。

(単位:mg/Nm³)

項目	基準値
排気口出口粉じん濃度	25
作業環境基準(粉じん濃度)	2

2) 騒音基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位:dB)

昼間 午前8時~午後8時	朝夕 朝:午前6時~午前8時 夕:午後8時~午後10時	夜間 午前10時~午前6時
65	60	50

3) 振動基準

敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位:dB)

昼間	夜間	
午前8時~午後8時	午後8時~午前8時	
65	60	

4) 悪臭基準

- (1) 特定悪臭物質における基準
 - ・臭気指数を13以下とすること。
 - ・敷地境界線において下記表の基準値以下とすること。

(単位:ppm)

特定悪臭物質	基準値	特定悪臭物質	基準値
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒ ド	0.009	イソ吉草酸	0.001

(2) 気体(排ガス等)排出口に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く)の種類ごとの流量とするものとする。

 $q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$

q : 流量(単位: Nm³/h) ←基準値

He:排出口の高さの補正値(単位:m)

Cm:事業場の敷地境界線における基準値(単位:ppm)

(3) 臭気濃度

定格負荷時に敷地境界線及び、排出口において下記表の基準値以下とすること。

項目	基準値
敷地の境界線	30
煙突その他の排出口	1,000

(4)特定悪臭物質を含む水で排出水に係る基準

次の式により算出する特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルのみ)の種類ごとの濃度は、以下のとおりとすること。

 $CLm = k \times Cm$

CLm:排出水中の濃度(単位:mg/L)

k : 事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに掲げる値

(単位:mg/L)

Cm :特定悪臭物質として定められた値(単位:ppm)

1百口	0.001m ³ /sec	0.001m³/secを超え	$0.1 \mathrm{m}^{3/}\mathrm{sec}$
項目	以下の場合	0.1m³/sec以下の場合	を超える場合
メチルメル	16以下	3.4以下	0.71以下
カプタン	10以下	3.4以下	0./1以下
硫化水素	5.6以下	1.2以下	0.26以下
硫化メチル	32以下	6.9以下	1.4以下
二硫化メチル	63以下	14以下	2.9以下

5) 排水基準

プラント排水及び洗車排水は排水処理後、場内利用を基本とし、汚泥は 適正処理すること。(公共用水域への放流は行わない。)

生活排水については、合併浄化槽にて処理を行うものとし、下記表の基準値以下とすること。

(単位:mg/Q)

有害物質		生活環境項目	
項目	排水基準※1	項目	排水基準※1
カドミウム及びその	0. 03	水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6

		1	
化合物			
シアン化合物	1	生物化学的酸素要求	160 (日平均
		量 (BOD)	120)
有機燐化合物	1	化学的酸素要求量	160 (日平均
		(COD)	120)
外なびるのル合物	0 1	运货抛资量 (CC)	200 (日平均
鉛及びその化合物 	0. 1	浮遊物資量(SS) 	150)
		ノルマルヘキサン抽	
六価クロム化合物	0. 5	出物質含有量(鉱油	5
		類含有量)	
		ノルマルヘキサン抽	
砒素及びその化合物	0. 1	出物質含有量(動植	30
		物油脂類含有量)	
水銀及びアルキル水			
銀その他の水銀化合	0. 005	 フェノール類含有量	5
物			
	検出されない		
アルキル水銀化合物	こと	銅含有量	3
<u></u> ポリ塩化ビフェニル			_
(PCB)	0. 003	亜鉛含有量	2
トリクロロエチレン	0. 1	 溶解性鉄含有量	10
テトラクロロエチレ		溶解性マンガン含有	
ン	0. 1	量	10
ジクロロメタン	0. 2	里 クロム含有量	2
	J. 2	/ ⁻	(日平均
四塩化炭素	0. 02	大腸菌群数[個/c㎡]	3000)
			120 (日平均
1, 2-ジクロロエタン	0. 04	窒素含有量	60)
1 1_85カロロナイ!			007
1, 1-ジクロロエチレ 、.	1	燐含有量	16 (日平均8)
ン シス 1 0 ジカロロ		ドノユン、*** 「	
シス-1, 2-ジクロロ	0. 4	ダイオキシン類[p	10
エチレン		g-TEC/L]※3	
1, 1, 1-トリクロロエ 	3		
タン	_		
1, 1, 2-トリクロロエ	0. 06		

タン			
1, 3-ジクロロプロペ	0. 02		
ン			
チウラム	0. 06		
シマジン	0. 03		
チオベンカルブ	0. 2		
ベンゼン	0. 1		
セレン及びその化合	0. 1		
物	0. 1		
ほう素及びその化合	10		
物	10		
ふっ素及びその化合	8		
物	O		
アンモニア、アンモ			
ニウム化合物、亜硝	11につきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝		
酸化合物及び硝酸化	酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100以下		
合物※2			
1,4-ジオキサン	0. 5		

注) []内は単位、 () 内数値は日間平均値

※1:水質汚濁防止法 排水基準を定める省令 (総理府令第35号)

※2:アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性

※3:ダイオキシン類対策特別措置法